

福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業 公募型プロポーザル募集要領

令和８年７月

福井県

目次

用語の定義

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	事業者の行う業務範囲	1
4	事業場所	5
5	契約者	5
6	応募条件	5
7	応募に関する留意事項	7
8	優先交渉権者選定の流れ	8
9	事業全体スケジュール（予定）	9
10	配付資料	11
11	企画提案書における提示条件	12
12	企画提案書の提出書類・作成要領	12
13	審査および審査結果の通知	14
14	事業実施に関する事項	16
15	契約に関する事項	19
16	LED道路照明灯の灯具等の仕様	20
17	工事に関する仕様	20
18	工事計画	21
19	既設の照明灯数	21
20	適用仕様書等	23

用語の定義

本募集要領で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「応募者」とは、本事業の実施者となるために、本募集要領に則り応募を行った者をいう。
- (2) 「事業者」とは、福井県（以下、「県」という。）と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- (3) 「ESCO (Energy Service Company) 事業」とは、省エネルギー改修に係るすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業である。事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、維持管理、資金調達などに係るすべての業務を行う。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
- (4) 「ギャランティード・セイビングス契約方式」とは、発注者が必要な資金調達を行う契約方式のことをいう。
- (5) 「ESCOサービス」とは、事業者が自ら行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等を導入した後の、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証および省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むサービスのことをいう。
- (6) 「ESCOサービス期間」とは、上記（５）の「ESCOサービス」を行う期間のことをいう。
- (7) 「ESCO設備」とは、ESCOサービスに必要となる事業者が自ら行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備、あるいは維持管理を実施する設備のことをいう。
- (8) 「事業計画書」とは、ESCOサービスに必要とする福井県の施設の改修工事の仕様および設計図書、施工図、施工スケジュール、許認可、省エネルギー効果、建設費、維持管理費、光熱費の予定削減額、光熱費の保証削減額、ESCOサービス料の支払額の計算方法、ベースラインおよびその計算方法、ベースラインの調整方法、計測・検証方法等、ESCOサービスに関するすべての計画を示す書類をいう。
- (9) 「ベースライン」とは、ESCOサービスによる削減対象とする光熱費、並びに既設機器維持管理費等相当額をいう。
- (10) 「削減予定額」とは、提案時に予定する、電気料金等の削減額をいう。
- (11) 「削減保証額」とは、上記削減予定額のうち、事業者が削減を保証する額をいう。
- (12) 「維持管理計画」とは、ESCO設備の稼働確認、定期点検、修繕、緊急時対応等の計画を示したものをいう。

1 募集の趣旨

県では、「福井県環境基本計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。

しかしながら、現在、県が管理する道路照明灯のうち、温室効果ガス排出量の削減効果が高いLED灯の割合は4割弱にとどまっている。

そこで、本事業では、設計・施工および維持管理等において、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用できる「ESCO (Energy Service Company) 事業」を導入し、県が管理する道路照明灯を一括してLED化することとした。

本募集は、本事業の実施にあたり、優れた民間事業者からの提案を受けることを目的として行うものである。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者は、県と事業契約の締結に向けた協議を行い、双方が合意に至った場合には、契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

福井県道路照明灯LED化事業

(2) 契約方式および契約期間

ア 契約方式：公募型プロポーザル方式による随意契約

ギャランティード・セイビングス契約方式

イ 契約期間（予定）

契約締結日から令和19年12月31日まで

・改修工事期間：契約締結日から令和9年12月31日まで

・維持管理期間：令和10年1月1日から令和19年12月31日まで

(3) 事業対象

県が管理する道路に設置されている道路照明灯（灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、自動点滅器、安定器、その他部品含む）9,654灯を対象とする。

なお、道路照明灯の対象は橋梁・デザイン照明灯を含み、トンネル・シェッド・シェルター・地下道照明灯は含まない。

また、改修対象はLED化されていない道路照明灯とし、維持管理対象は、改修対象の照明灯に加えて、事業期間中に県の管理となった道路照明灯および既設のLED化されている道路照明灯とする。（改修対象：6,100灯、管理対象：9,654灯）

(4) 事業費限度額

事業総額 1,040,000,000 円（消費税額および地方消費税額を含む。）

事業費限度額は、契約金額の上限を示すものであり、県とこの金額で契約を約束するものではない。

3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 調査

すべての道路照明灯について、調査を行う。

- ア 県が貸与する道路照明灯の管理台帳等の情報を基に、所在地、灯具、照明柱の形状、管理番号および改修工事等や維持管理等で必要となる各種情報の調査を行い、併せて外観が確認できる写真の撮影を行う。
- イ 道路照明灯の灯具や使用しているランプ等の種類・仕様、引込方法、改修工事等に必要となる設備の調査を行う。
- ウ 道路照明灯の柱、電柱共架アーム、自動点滅器等の目視確認を行う。なお、ここでの目視確認とは、平成29年3月 国土交通省 道路局「小規模附属物点検要領」に定義される中間点検と同程度の目視確認を示し、路面から直接、またはカメラ等を用いて目視し、外観から弱点部等の異常を発見し、対策の要否を判定するものとする。対応については別途、県と協議する。

(2) 電力契約の照合・申請

すべての道路照明灯について、電力契約の照合、電力契約の申込み、共架申請を行う。

- ア 電力会社と緊密に連携し、道路照明灯に関する電力契約の照合および調査結果の突合を行う。
- イ 電力契約と既設道路照明灯との数量相違を把握し、整合を図る。(道路照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路照明灯がないもの等を選別し、電力会社および県と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。)
- ウ 道路照明灯のLED化に伴う契約変更の申込みおよび調査で把握した契約相違に関わる新設または減設の申込みを行う。
- エ 事業者は、維持管理等を円滑に行うため、電力契約名の変更が必要となる場合は、事前に県と協議のうえ、電力会社に対する必要な手続を行うものとする。

(3) 社会インフラ管理プラットフォームシステムのデータベース入力

県が使用している社会インフラ管理プラットフォームシステム（以下「本システム」という。）に取り込むデータの入力、更新を行い、データを県に提出する。なお、データを取り込み等の処理については県が行う。

なお、本システムの運用方法または仕様に変更が生じた場合は、事業者は、県と協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

※本システムは福井県が構築した GIS システムであり、道路照明灯を含む道路施設等の台帳を効率的に管理することが可能である。取り込む属性情報は位置情報（緯度・経度）、灯具型式、契約方式、補修履歴、写真等である。

- ア 本システムの更新用データ（エクセルファイル・画像ファイル）の提出方法は、県と協議のうえ決定する。
- イ 本システムの更新用データの提出は、本事業の改修工事等に該当するものについては、ESCO設備の引き渡しまでに行い、時期については県と協議のうえ決定する。
- ウ ESCO設備の引き渡し後においても、本事業以外で県が新設した道路照明灯および開発行為等により県に移管された道路照明灯についても、更新用データの作成対象とし、提出時期については県と協議のうえ決定する。

(4) ESCO設備の設置に関する施工計画の策定、施工および施工管理

関係機関の指導および関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施する。

- ア 本事業のメリットを最大限に享受できる事業計画書（計画・施工・施工管理編）を策定し、施工・施工管理を実施する。
- イ 近隣住民や交通および店舗利用者等に配慮し、十分な安全対策を講じた事業計画書（計画・施工・施工管理編）を策定し、施工・施工管理を実施する。
- ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した事業計画書（計画・施工・施工管理編）を策定し、施工・施工管理を実施する。

（５）既設道路照明灯の撤去、リサイクル、廃棄処分

関係機関の指導および関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施する。

- ア リサイクルや廃棄処分に関する事業計画書（撤去・リサイクル・廃棄編）を策定する。
- イ 撤去工事の事業計画書（撤去・リサイクル・廃棄編）を策定し実施する。
- ウ 撤去した道路照明灯（灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、自動点滅器、安定器、その他部品等）については、項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。また、廃棄する場合は、関係機関の指導および関係法規を遵守した上で処分し、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストを提示するものとする。
- エ PCB の含有が判明した場合は、速やかに県に報告し、取扱いについて県の指示を受ける。

（６）道路照明灯管理プレートの設置

- ア （３）により作成したデータを基に個々の識別を行うため、支柱を単位として、当該支柱に設置された灯具、アーム、基礎、配線、接続部材その他照明機能を構成する附属物を含む一体の施設（以下、「道路照明施設」という。）ごとに管理番号等を記載した管理プレートまたはステッカーを設置する。
- イ 管理番号等必要な情報を表記した管理プレートまたはステッカーは、道路上から視認しやすい箇所に設置する。
- ウ 管理番号は、原則として既設の番号を利用するものとする。ただし、既設の番号がない場合または既設の番号を利用することが管理上適当でない場合は、県と協議のうえ、道路照明施設１基につき１つの新たな番号を割り当てることができるものとする。
- エ 管理プレートまたはステッカーの材質は、耐候性能があり、長期間機能が維持できるものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。また、文字は市町村名や字名等を組み合わせ、故障等の連絡時に該当する道路照明灯が明確になるように工夫する。
- オ 本契約期間中において、本事業以外で県が新設した道路照明灯および県に移管される道路照明灯についても、管理プレートまたはステッカーを設置する。
- カ 本事業の改修工事等以外の道路照明灯についても、管理プレートまたはステッカーを設置し、道路照明灯が一括で管理できるようにする。

（７）ESCO設備の維持管理

- ア 事業者は、維持管理等に係る事業計画書（維持管理編）に基づく巡視や、県または県民等からの故障等の連絡により、該当設備を調査し、修繕等を行う。
- イ 県からの設備に関する新設、撤去、移設等の連絡に基づき、速やかに本システムのデータ更新を行い、必要に応じて事業計画書（維持管理編）の見直しを行う。また、アの修繕等が完成した場合も同様とする。

- ウ 既設道路照明灯についても、本システムにデータを反映し、契約終了まで維持管理等を行う。
- エ 改修工事等の完成後においても、本事業以外で県が新設した道路照明灯および開発行為等により県に移管される道路照明灯についても、速やかに本システムのデータ更新を行い、契約終了までの維持管理等を行う。なお、維持管理等の追加となる道路照明灯は100灯（年間10灯）を想定している。
- オ 県や住民等から受け付けた道路照明灯の故障等については原因究明を行い、原則3営業日以内（通行規制に係る手続に関する日数は除く）に修繕を行う。ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について県と協議を行う。
- カ 緊急的な初動対応が必要な場合（道路照明灯が落下し、道路を塞いでいる場合等）は、速やかに関係機関へ報告するとともに応急的な対応を実施すること。
- キ 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により次のとおりそれぞれが負担する。

（ア）事業者が費用負担する場合

- a 改修工事等の調査不足・設計不良・施工不良による故障
- b E S C O設備の不具合による故障
- c 本事業期間中の事業者が起因した故障または破損

（イ）県が費用負担する場合

- a 県が発注者である業務（清掃、樹木伐採、除雪、工事等）による損害
- b 地震、噴火、津波に起因する損害
- c 戦争、暴動、変乱による損害
- d 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、台風等による洪水・土砂崩れ等、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故等、偶然、外来かつ急激な事象によって生じた損害
- e その他上記（ア）以外で事業者の責に因らない損害

ク E S C O設備の修繕結果および維持管理等の状況を毎月定期的に県に報告する。県は、維持管理等が計画どおりではない、または不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

ケ 県が県民等から、まぶしさや農作物への影響に関する要望を受けた場合は、県と協議のうえ、遮光板またはルーバー等の設置、灯具の変更、明るさの調整等の対応を行う。

（8）事業効果の計測、検証、保証

ア 企画提案書に示した電気料金削減額および年間削減保証額が確実に守られていることを証明するために、適切な検証方法を県に提示し、計測・検証業務を行う。

イ 事業者は、アの検証結果および維持管理等の記録を毎年度県に報告するとともに、県の確認を受ける。

ウ 検証の結果、契約書どおりの電気料金削減額が達成できず、年間削減保証額に達しなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

（9）その他

ア 既にLED化されている道路照明灯については、新たにLED化する必要はないが、本事業に含めることとし、現地調査や電力契約の照合、維持管理等を実施する。

- イ 改修対象については、灯具の交換に加え、自動点滅器の改修も含めるものとする。
- ウ 県が所有し、市町、地元等が電気料金を負担している道路照明灯（以下、「管理協定照明灯」という。）についても、改修対象および維持管理対象に含めるものとする。ただし、事業効果の計測、検証および保証の対象外とする。
- エ 老朽化している独立柱については、企画提案における試算として、道路用独立柱（8 m直線テーパーポール、埋込式、溶融亜鉛メッキ仕上げ）50本の更新を見込むものとする。更新箇所は、現地調査完了後に県と協議のうえ決定する。更新に当たっては、既設基礎の流用を想定するものとし、既設基礎の形状等を確認した結果、流用が困難な場合は、別途県と協議するものとする。

4 事業場所

福井県内（以下「県内」という。）

5 契約者

福井県

6 応募条件

（1）応募者

- ア 本事業を行う能力を有する複数の企業で構成されるグループ（以下「グループ」という）とする。
- イ 応募者は、グループを構成する企業のうち、事業役割を担う代表構成員を1者選定し、その代表構成員が県との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- ウ 参加申込時は、応募者の構成員すべてを明らかにし、それぞれの役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、参加申込を含む、それ以降の企画提案書類作成および契約等に関する諸手続を行う。

（2）応募者の役割

応募者は、次の役割をすべて担うものとし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができ、その他必要な役割を置くことができる。

ア 事業役割

県への参加申込、それ以降の企画提案書類作成、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成、ESCOサービス期間におけるESCOサービス料の請求等の事業全般のとりまとめを行う。

イ 施工役割

グループの提案に基づいて行う、県の施設へのESCO設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工、省エネルギー改修の施工、ESCO設備導入に伴う電力契約変更等に係る業務を行う。

ウ 維持管理役割

ESCOサービス期間におけるESCO設備の維持管理および修繕を行う。

エ その他役割

上記アからウのほか、必要な役割を担う。

応募者は、構成員間の役割に関する合意書（任意様式）を別途、県に提出すること。なお、その合意書には、グループの全構成員が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者は、次のすべての要件を満たす者であること。

ア 事業役割を担う者は、福井県競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量業務等および道路清掃業務または物品購入・役務の提供等のいずれか）（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者。

イ 施工役割および維持管理役割を担う者に必要な資格は、以下のとおりである。

(ア) 資格者名簿における電気工事の格付がA等級で登録されている者。また、建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者。なお、技術者の配置が必要な期間は改修工事の着手開始から改修対象となっている道路照明灯の改修が完了し、県による確認が完了するまでの期間とする。

(イ) 県内に主たる営業所を有する者。

(ウ) 過去20年間（募集要領配布の前年度までの20か年度間に当該年度の募集要領配布の日までを加えた期間（平成18年4月1日～令和8年7月27日））に、同種工事（道路照明灯に係る工事（電球交換を含む））を施工した実績のある者。なお、実績は、コリンズ登録内容確認書、契約書の写しその他施工実績を確認できる書類により確認するものとする。

(エ) (ア)～(ウ) で定めるすべての要件を有する6者以上で構成すること。

(オ) 福井県内の各土木事務所（福井土木事務所、三国土木事務所、奥越土木事務所、丹南土木事務所、敦賀土木事務所、小浜土木事務所）に1者以上を配置すること。（下記、「参考－1 土木事務所管轄区域」参照）

(カ) 各土木事務所に配置する施工役割および維持管理役割は、当該土木事務所管内に主たる営業所を有する者に限らない。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 公告開始の初日から優先交渉権者決定の日までの間に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(4) 地元業者の活用

応募者は、事業の一部を再委託する場合において、可能な限り県内企業を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

(5) 一括再委託等の禁止

事業者は、事業の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてならない。

(6) 再委託等の承認

事業者は、事業の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは再委託承認申請書および施工体系図を提出し、県の承認を得なければならない。

事業者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、再委託する業務の履行に通常必要と認められる費用を著しく下回る金額を委託料として、再委託契約を締結してはならない。

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、県は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(4) 県からの提供書類の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、県が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料の提出を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加申込書または企画提案書に虚偽の記載があった場合または重要な事項を記載しなかった場合は、参加申込書または企画提案書を無効とする。

8 優先交渉権者選定の流れ

(1) 審査委員会の設置

提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションを公正に審査し、適切な契約の相手先となる優先交渉権者および次点交渉権者を選考するために「福井県道路照明灯LED化事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 応募者の条件

本募集への応募者は「6 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(3) 参加資格要件の確認および提案要請

参加申込した者の参加資格を確認し、確認結果を代表構成員へ通知する。

(4) 企画提案書の提出

代表構成員は、定められた様式にて企画提案書を作成・提出する。

(5) 優先交渉権者および次点交渉権者の選定

審査委員会で提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションを公正に審査し、適切な契約の相手先となる優先交渉権者および次点交渉権者を選考する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、代表構成員に文書で通知する。

(7) 優先交渉権者との交渉

選定後、提出された企画提案書の内容をもとに、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議・調整（以下、「交渉」という。）を行う。

交渉が整ったときは、随意契約の手続に進む。交渉が整わない場合は、あらためて次点交渉権者と交渉を行う。

(8) 事務局

本事業募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：福井県 土木部 道路保全課 道路維持補修グループ

住所：〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号9階

電話：0776-20-0514

FAX：0776-20-0478

メールアドレス：dourohoz@pref.fukui.lg.jp

9 事業全体スケジュール（予定）

（１）本事業は、次の日程（予定）で行う。

No.	項目	日程
1	募集要領の公告	令和８年７月２７日
2	参加申込書受付期間	令和８年７月２７日～８月２１日
3	質疑書受付期間	令和８年７月２７日～８月１２日
4	質疑回答	令和８年７月２７日～８月１９日
5	参加資格の確認結果、企画提案要請書の通知	令和８年８月２７日
6	企画提案書の提出期間	令和８年８月２８日～９月１１日
7	審査委員会（プレゼンテーション）	令和８年９月中旬 ※予定
8	優先交渉権者・次点交渉権者の決定、結果通知	令和８年９月下旬 ※予定
9	交渉・契約書作成期間	令和８年９月下旬～１０月中旬 ※予定
10	仮契約締結	令和８年１０月下旬 ※予定
11	契約締結	令和８年１２月下旬 ※予定
12	現地調査および電力契約照合、ＬＥＤ化工事	契約締結日から令和９年１２月３１日
13	ＥＳＣＯサービス期間	令和１０年１月１日～ 令和１９年１２月３１日

（２）説明会

開催しない。

（３）本募集の手続

ア 募集要領の配布

募集要領は、県のホームページにて公表する。

イ 募集要領に関する質問受付・質問回答

募集要領および資料に関する質問の受付および回答は、次のとおりとする。

（ア）質問の方法

質問は、質問書（様式第１号）を使用し、「８ 優先交渉権者選定の流れ（８）事務局 メールアドレス」に送付すること。受付は電子メールのみとし、電話、郵送、ＦＡＸ、持参等は不可とする。電子メール送信の際は、件名を「福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

（イ）受付期間

令和８年７月２７日（月）から８月１２日（水）午後５時００分まで（必着）

（ウ）質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和８年８月１９日（水）までにホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（４）参加申込書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加申込書および資格確認に必要な書類を持参もしくは郵送すること。な

お、郵送の場合は、事務局あてに「福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業参加申込書在中」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送すること。

紙媒体に加え、提出書類の電子データを電子メールにより提出すること。電子データの合計容量が１０ＭＢ以上となる場合は、事前に事務局へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。

提出書類を期限内に受付した場合、書類受領を電子メールで通知する。

ア 受付期間

令和８年７月２７日（月）から８月２１日（金）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時００分まで

イ 受付場所

事務局（前記８（８）のとおり）

ウ 参加申込時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、Ａ４縦長ファイルに綴じたものを７部（正１部、副６部）提出すること。

（ア）参加申込書（様式第２号）

事業役割を担う応募者が作成し提出すること。

（イ）グループ構成表（様式第３号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（契約書または覚書等）の内容を添付すること。

（ウ）企業概要（様式第４号の１～第４号の６）

Ａ４版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを構成員ごとに綴じたものを提出すること。

a 企業概要（様式第４号の１）

b 企業状況表（様式第４号の２）

c 有資格技術職員内訳表（様式第４号の３）

d 各役割の業務実績表（様式第４号の４）

e ＥＳＣＯ関連事業実績一覧表（様式第４号の５）

f 同種工事の施工実績（様式第４号の６）

（５）参加資格確認結果および提案要請書の通知

ア 参加資格の結果は、令和８年８月２７日（木）までに県から代表構成員に電子メールにて通知する。

なお、企画提案書の提出者として資格が確認された者については、あわせて企画提案要請書を電子メールにて通知する。

イ 企画提案書の提出者として選定されなかった者は、アの通知の翌日から起算して５日（閉庁日含まない）以内に書面（書式は自由）を持参し、または郵送等（一般書留または簡易書留）により提出し、非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して７日（閉庁日含まない）以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。

(6) 企画提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、募集要領に基づき企画提案書を作成し、持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は、事務局あてに「福井県道路照明灯LED化企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送すること。

紙媒体に加え、提出書類の電子データを電子メールにより提出すること。電子データの合計容量が10MB以上となる場合は、事前に事務局へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。

提出書類を期限内に受付した場合、書類受領を電子メールで通知する。

ア 提出書類

提出書類一式を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

イ 受付期間

令和8年8月28日（金）から9月11日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時00分まで

ウ 受付場所

事務局（前記8（8）のとおり）

(7) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、企画提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第5号）を1部、事務局に持参または郵送（必着）で提出すること。

10 配付資料

(1) 配付資料の内容

応募者に配付する資料は、次のとおりとする。

ア 既設道路照明灯電気料金の年度額（令和7年度）

イ 既設道路照明灯修繕費の年度額（令和7年度）

ウ 道路照明灯の管理一覧表（エクセルデータ等）

エ デザイン照明灯に関する資料（エクセルデータ）

オ 管理協定照明灯に関する資料（エクセルデータ）

(2) 配付要領

10（1）アからオまでの資料は、次の要領で配付する。

ア 配付方法

参加申込受付後に配付する。

イ 配付期間

令和8年7月27日（月）から8月27日（木）までの午前8時30分から午後5時00分まで

ウ 配付方法

電子メールにて配付する。

1 1 企画提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、企画提案書を作成する。

- (1) ギランティード・セイビングス契約方式を実施すること。
- (2) 事業費（ESCOサービス料）が事業費限度額以下であること。
- (3) 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額にとどかなかった場合、その分を補償することができること。
- (4) 県の事業スケジュールに基づき、改修工事等を遂行することができること。
- (5) 維持管理等の計画を提出し、県の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (6) ESCOサービス期間中に県が新設したLED道路照明灯や、管理者以外のものが設置し、県に移管される道路照明灯についても、データベースに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (7) 本事業の導入によるエネルギー削減量および削減金額を計測、検証することができること。
- (8) 「9 事業全体スケジュール（予定）」で示したESCOサービス期間の開始までに事業者の責により改修工事および電力契約の変更完了しない場合、電力契約の変更が完了するまで、提案した削減予定額と実際の電気料金の差額を事業者が負担すること。ただし、災害等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、県と協議を行うものとする。
- (9) 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の安全対策を行うこと。
- (10) その他、この事項に定めるもののほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、代表構成員に通知する。

1 2 企画提案書の提出書類・作成要領

(1) 企画提案書の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正本1部、副本6部）提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案総括表（様式第7号の1～第7号の3）
- ウ 見積提案書（様式第8号）
- エ 現地調査および電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第9号）
- オ 管理台帳更新に関する提案書（様式第10号）
- カ 使用機器提案書（様式第11号）
- キ 工事対応の計画書（様式第12号の1～第12号の2）
- ク 維持管理等提案書（様式第13号の1～第13号の2）
- ケ 計測・検証計画書（様式第14号）
- コ 県内工事業者等の活用に関する提案書（様式第15号）
- サ 契約終了時の対応（様式第16号）
- シ その他の提案（様式第17号）

(2) 作成要領

- ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

(イ) 企画提案書提出届(様式第6号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(ウ) CO₂排出に関する換算値

CO₂の排出に関する計算においては、次の換算値で行うこと。

CO ₂ 排出係数
0.431 (Kg-CO ₂ /kWh)

(エ) 電気料金については、照明灯が年間4,000時間点灯することとし、北陸電力株式会社が公表している令和8年4月分の公衆街路灯A、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を基に算出すること。

イ 企画提案総括表(様式第7号の1～第7号の3)

(ア) 提案の概要(様式第7号の1)

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。(A4版2枚以内(図表可))

(イ) 改修提案項目一覧表(様式第7号の2)

省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、エネルギー削減量、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。

(ウ) 契約内容提案書(様式第7号の3)

削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料等について記載すること。

ウ 見積提案書(様式第8号)

初期投資に係る費用を記載すること。

エ 現地調査および電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第9号)

既設道路照明灯の設置位置や灯具等の調査方法、電力契約の調査・照合方法等について記載すること。(A4版2枚以内(図表可))

オ 管理台帳更新に関する提案書(様式第10号)

本システムのデータ更新を円滑に行う方法について記載すること。(A4版2枚以内(図表可))

カ 使用機器提案書(様式第11号)

使用する機器について、機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具の仕様に基づいた内容、数値的根拠について記載すること。また、既設の自動点滅器、ケーブル等に関する対応方針および、設置箇所に応じたLED照明灯の選定方法についても記載すること。(A4版4枚以内)なお、灯具仕様書は別添扱い可。

キ 工事対応の計画書(様式第12号の1～第12号の2)

(ア) 工事対応の計画書(様式第12号の1)

工事施工にあたり、工事完了年月日を示した上で、それを可能とする施工体制を具体的に記載すること。安全管理・工程管理などにおいて、工程表を添付するとともに、特に重要と判

断する事項および品質管理、E S C O設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法を記載すること。(A 4 版 4 枚以内 (図表可))

(イ) 工事対応の計画書 (施工体制) (様式第 1 2 号の 2)

施工体制の記載にあたっては、各土木事務所を担当する施工役割および維持管理役割を明記すること。

ク 維持管理等提案書 (様式第 1 3 号の 1 ~ 第 1 3 号の 2)

(ア) 維持管理計画書 (様式第 1 3 号の 1)

E S C O設備の維持管理業務に関する計画内容について記載すること。また、既設 L E D 道路照明灯の維持管理等についての提案、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫や、保証面等で工夫している点について記載すること。(A 4 版 4 枚以内 (図表可))

加えて、E S C O設備の修繕に関する月次実績報告書式の案を添付すること。

また、維持管理にあたっては毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成内訳がある場合は添付すること。

(イ) 緊急時対応提案書 (様式第 1 3 号の 2)

事故・災害発生時等を含む緊急時の対応方法についての考え方を記載すること。(A 4 版 2 枚以内 (図表可))

ケ 計測・検証計画書 (様式第 1 4 号)

(ア) エネルギー削減効果等の計測・検証方法、頻度

エネルギー削減量および二酸化炭素削減量の適切な計測・検証方法、頻度を示すこと。

(イ) 計測・検証費見積額

毎年要する経費とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(ウ) その他

計測・検証業務を行ううえで、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。(A 4 版 2 枚以内)

コ 県内工事業者等の活用に関する提案書 (様式第 1 5 号)

省エネルギー改修に係る施工費および維持管理費のうち、管内企業への発注予定額を記載すること。

サ 契約終了時の対応 (様式第 1 6 号)

契約終了時の E S C O設備の品質確保、E S C O設備の取扱いについて記載すること。(A 4 版 2 枚以内 (図表可))

シ その他の提案 (様式第 1 7 号)

ア~サまでの提案のほかに、独自の工夫、ノウハウについて記載する。(A 4 版 3 枚以内 (図表可))

1 3 審査および審査結果の通知

(1) 審査

県が設置した審査委員会が、事業計画、経済性、使用材料等、調査・施工、維持管理、環境、地域貢献、その他などの観点から総合的な審査を行い、優先交渉権者 1 者および次点交渉

権者 1 者を選定する。なお、評価基準表の公開は行わないが、審査においては、次の事項を評価する。

表：評価項目一覧

区分	No.	内容	配点
事業計画	1	事業目的、事業内容を理解し、計画通り遂行できると共に創意工夫が見られる	10
経済性	2	ESCO サービス料総額が少ない ただし、価格が著しく低廉であり、適正な履行が困難と認められる場合は本項目を加点しない	10
	3	事業期間中の県の保証利益総額が大きい	10
使用機器等	4	消費電力、耐久性など使用する LED 照明灯の性能やデザインが優れており、信頼性の高い製品である	2.5
	5	既設照明灯の照度を考慮した灯具が選定されていることが具体的に確認できる	2.5
	6	供給体制が確保されている	5
調査・施工	7	既設設備の現地調査の方法について、具体的な工夫や提案がある	5
	8	電力契約の照合や申込み、共架申請を行うための具体的な提案があり、確実な履行が見込まれる	5
	9	E S C O 設備設置に係る事業計画書は妥当である	5
維持管理	10	維持管理等に係る事業計画書は妥当である	10
	11	社会インフラ管理プラットフォームシステムについて、確実なデータ管理が行える提案となっている	2
	12	契約終了後に必要な引き継ぎ等の対応が円滑に行える	3
環境	13	エネルギー・二酸化炭素の削減量が大きい	3
	14	省エネルギー効果の計測・検証方法が妥当である	2
地域貢献	15	各土木事務所の施工役割および維持管理役割に、当該土木事務所管内に主たる営業所を有する構成員を配置している	10
	16	施工および維持管理において、再委託予定額について各土木事務所管内企業を優先して活用する計画となっている	5
	17	施工および維持管理において、再委託予定業者数について各土木事務所管内企業を優先して活用する計画となっている	5
その他	18	他の項目に該当しない独自の工夫やノウハウの提案があり、県に有益であると見込まれる	5
合 計			100

※E S C O 契約締結に当たっては、令和 7 年度の修繕費用と直近の電気料金単価を参考にベースラインを設定する。

(2) 審査の流れ

企画提案書の審査については、次の要領で行う。

- ア 応募者からの企画提案書およびプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。
 - イ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を優先交渉権者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を次点交渉権者とし、次点交渉権者とする。
 - ウ プレゼンテーション資料は、企画提案書提出時に添付していない資料を新たに配付することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものについてパワーポイントを用いてスクリーンに映すことは可能とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
 - なお、プレゼンテーションにおいて応募者が提示した内容は、契約に反映するものとする。プロジェクターおよびスクリーンは県が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。
 - エ プレゼンテーションは令和8年9月中旬を予定している。日時、場所等の詳細については応募者に別に通知する。
 - オ 応募者は、企画提案書類をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を30分程度行う。
 - カ プレゼンテーションの出席者は6名以内とする。なお、会場の都合等により増減する場合は別途通知する。
 - キ 審査結果の通知
- 審査の結果は、令和8年9月下旬にすべての応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。
- ク 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。
 - ケ 優先交渉権者および次点交渉権者を県のホームページで公表する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 企画提案書の受付期間内に企画提案書が提出されなかった場合
- イ 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合
- オ 企画提案書のE S C Oサービス料総額が事業費限度額を超えている場合

1.4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要領、配付資料および契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、県と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

ウ 導入設備の設置後から契約満了（１０年間）までの間、不点灯等の不具合発生時に速やかに対応が行えること。

（２）契約期間中の県と事業者との関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、県は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

（３）県と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本事業の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として以下の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と優先交渉権者（または次点交渉権者）が交渉の実施後、基本契約の締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

（ア）企画提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合等、優先交渉権者（または次点交渉権者）の責により契約ができない場合は、優先交渉権者（または次点交渉権者）は本県に対して、それまでに要した費用を請求できないものとする。

（イ）県の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を企画提案書で提示した金額を上限に、県と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
事業全般	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事・維持管理による騒音・振動等		○
	安全性の確保	調査・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	調査・工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを補償する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		県の事業放棄によるもの	○	
		事業者の帰責事由に拠らず事業履行できない場合の事業の中止・延期	○	

	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による道路照明灯への損害、業務への障害		○
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に影響があるもの）	協議	
	設計変更	県の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
工事段階	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に影響があるもの）	協議	
	用地の確保	資材・廃材置き場の確保		○
	設計変更	県の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	工事遅延・未完成	県の責による工事遅延・未完成によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完成によるサービス開始の遅延		○
	工事費増大	県の指示による工事費の増大	○	
		事業者の判断によるもの		○
	一般的損害	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払	支払遅延・不能	県の責による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持管理	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	協議	
	E S C O設備の損傷	県の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	E S C O設備以外の損傷	事業者の故意・過失またはE S C O設備に起因する損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による損傷	協議	
	契約不適合責任	E S C O設備に関する隠された契約不適合の担保責任		○
	不可抗力	天災などの不可抗力によるE S C O設備を含む道路照明灯の損傷	協議	

効果検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		天候が大きく変動し、機器仕様の動作温度を超えE S C O設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	

1.5 契約に関する事項

(1) 契約の手順

県と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に仮契約を締結し、福井県議会終了後に契約のための手続を行う。

(2) 契約の時期

令和8年12月下旬（予定）

(3) 契約の概要

契約は、本募集要領、企画提案書および事業計画書に基づき、県と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事および維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定めるものとする。また、県と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(5) 前金払

事業者は、保証事業会社と、事業完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託して、県が別に定めるところにより、契約金額の10分の3以内の前払金の支払いを県に請求することができる。

(6) 議会の議決

アこの契約は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条により、福井県議会の議決がなければ締結することができない。優先交渉権者とは仮契約を締結し、本契約は、福井県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

イ仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または福井県の指名停止措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、仮契約の解除について一切の損害賠償の責を負わない。

1 6 LED道路照明灯の灯具等の仕様

(1) 一般事項

ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。また、ガイドラインに適合していることが証明できる書類を提出すること。

イ 灯具の製造メーカーは ISO9001（品質）を取得していること。

ウ LED化工事後も、既設の道路照明灯と同等以上の照度を確保すること。ただし、現場の状況（道路幅・車線数等）によって、新規に提案することを妨げない。

エ 既設灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている道路照明灯は、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要と判断できる場合は、詳細については県と協議のうえ決定すること。

(2) LED灯具性能・構造

ア 電柱、独立柱などに設置されている道路照明灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置できるものとする。

イ 定格寿命は、60,000時間以上（光束維持率 80%）とすること。

ウ 入力電圧は、100V/200V に対応できること。

エ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

オ LED灯具の本体色は、既設の道路照明灯と同系色のものとし、詳細は県と協議のうえ決定すること。

(3) デザイン照明灯の性能

ア ランプ交換の場合

(ア) 既設灯具を再利用し、定格寿命 40,000時間以上（光束維持率 70%）の LEDランプに交換すること。

(イ) 既設灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。

(ウ) 現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できない場合、灯具交換を行うこと。詳細については、県と協議のうえ決定すること。

イ 灯具交換の場合

(ア) 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。

(イ) 灯具の性能等は、上記（2）を基本とするが、詳細については県と協議のうえ決定すること。

(ウ) 既設灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。

(エ) 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、県と調整のうえ決定すること。

1 7 工事に関する仕様

(1) 契約後、事業計画書により速やかに着手すること。

(2) 工事を行うにあたっては、管内工事業者を優先的に活用すること。

- (3) 取り外した灯具等の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令を遵守するとともに、県が取扱方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る契約不適合については、契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (5) 調査および工事施工については、安全管理を徹底し事故の防止に万全を期すこと。
- (6) 既設の接地測定を行い、D種接地抵抗値以下であることを確認すること。
- (7) 灯具の落下防止対策を検討し、詳細については県と協議のうえ決定すること。

1.8 工事計画

工事計画は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に県と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設の道路照明灯で不点灯等の故障が発生した箇所
- イ その他、県が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するESCO設備については県の指定する方法・仕様等および工事計画を遵守すること。

1.9 既設の照明灯数

下記は令和8年3月時点の推定値であり、現地調査の結果により増減する可能性がある。

ワット数は、電力契約の契約種別ではなく、ランプの種別を示す。

ランプ種類	ワット数	灯数
水銀ランプ	HF40W	12
水銀ランプ	HF80W	2
水銀ランプ	HF100W	108
水銀ランプ	HF200W	689
水銀ランプ	HF250W	964
水銀ランプ	HF300W	306
水銀ランプ	HF400W	327
水銀ランプ	HF700W	6
高圧ナトリウムランプ	NH40W	4
高圧ナトリウムランプ	NH70W	53
高圧ナトリウムランプ	NH110W	1,914
高圧ナトリウムランプ	NH150W	32
高圧ナトリウムランプ	NH180W	969
高圧ナトリウムランプ	NH220W	324
高圧ナトリウムランプ	NH270W	89
高圧ナトリウムランプ	NH360W	44
高圧ナトリウムランプ	NH660W	2
蛍光灯	FL20W	2

ランプ種類	ワット数	灯数
蛍光灯	FL40W	16
蛍光灯	NHT42EX-N	104
蛍光灯	FHP45W	2
低圧ナトリウムランプ	NX90W	1
低圧ナトリウムランプ	NX135W	45
低圧ナトリウムランプ	NX180W	2
メタルハライドランプ	HQI70W	55
メタルハライドランプ	HQI250W	15
メタルハライドランプ	MF100W	2
メタルハライドランプ	MF250W	4
メタルハライドランプ	MF400W	3
メタルハライドランプ	CM110W	2
メタルハライドランプ	CM150W	1
メタルハライドランプ	CM220W	1
L E D化済 改修対象外	10VA	34
L E D化済 改修対象外	20VA	186
L E D化済 改修対象外	40VA	176
L E D化済 改修対象外	60VA	1, 235
L E D化済 改修対象外	100VA	1, 264
L E D化済 改修対象外	200VA	533
L E D化済 改修対象外	300VA	88
L E D化済 改修対象外	400VA	38
総合計		9, 654
L E D化済		3, 554
改修対象		6, 100

※現地調査の結果により増減する可能性がある。現地調査の際に仕様を確認すること。

総合計 9, 654 灯における各土木事務所のエリア毎のランプ種類の推定値は下記とする。

	福井土木	三国土木	奥越土木	丹南土木	敦賀土木	小浜土木
L E D化済	1, 748	324	497	532	272	181
水銀ランプ	631	319	98	753	257	356
高圧ナトリウムランプ	1, 665	407	295	495	227	342
低圧ナトリウムランプ	25	12	9	0	0	2
蛍光灯	102	5	8	0	9	0
メタルハライドランプ	70	0	3	1	1	8
合計	4, 241	1, 067	910	1, 781	766	889

20 適用仕様書等

本業務に適用する仕様書等は以下のとおりである。

- 福井県土木工事共通仕様書（令和8年4月）（福井県）
- 電気通信設備工事共通仕様書（令和8年3月）（国土交通省）
- 電気通信施設設計業務共通仕様書（令和8年3月）（国土交通省）
- LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）（国土交通省）
- 道路照明施設設置基準・同解説（令和8年2月）（公益社団法人 日本道路協会）
- その他、関係法令、必要な仕様書・基準書

参考－1 土木事務所管轄区域



事務所名	管轄市町
福井土木事務所	福井市、永平寺町
三国土木事務所	あわら市、坂井市
奥越土木事務所	大野市、勝山市
丹南土木事務所	越前市、池田町、南越前町、鯖江市、越前町
敦賀土木事務所	敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町）
小浜土木事務所	小浜市、若狭町（旧上中町）、おおい町、高浜町